

治水経済調査マニュアル（案）

（令和2年3月31日付け国水計調第13号）

各種資産評価単価及びデフレーター

令和3年3月

（令和4年2月訂正）

国土交通省

水管理・国土保全局河川計画課

目 次

第 1 表	都道府県別家屋 1m ² 当たり評価額	- 1 -
第 2 表	1 世帯当たり家庭用品評価額	- 3 -
第 3 表	産業分類別事業所従業者 1 人当たり償却資産評価額及び在庫資産評価額..	- 4 -
第 4 表	農漁家 1 戸当たり償却資産評価額及び在庫資産評価額.....	- 8 -
第 5 表	都道府県別水稻 10 アール当たり平年収量.....	- 9 -
第 6 表	農作物価格.....	- 10 -
第 7 表	産業分類別事業所従業者 1 人当たり付加価値額.....	- 11 -
第 8 表	1 日当たり一般世帯清掃労働対価評価額	- 13 -
第 9 表	明治以降の国土交通省所管土木工事費指数.....	- 14 -
第 10 表	治水工事費指数.....	- 16 -
第 11 表	治水事業費指数.....	- 18 -
第 12 表	総合物価指数（水害被害額デフレーター）	- 20 -

第1表 都道府県別家屋1m²当たり評価額

(千円/m²)

都道府県名	令和元年 評価額	令和2年 評価額	都道府県名	令和元年 評価額	令和2年 評価額
北海道	214.7	225.1	滋賀	186.2	195.4
青森	188.7	195.0	京都	219.1	230.3
岩手	185.1	191.0	大阪	226.0	240.2
宮城	202.8	211.8	兵庫	211.0	222.6
秋田	196.0	202.1	奈良	193.7	202.2
山形	197.3	204.2	和歌山	199.4	209.3
福島	193.8	201.4	鳥取	199.3	206.6
茨城	180.7	188.3	島根	201.9	208.5
栃木	187.4	195.7	岡山	200.3	209.2
群馬	180.0	187.6	広島	203.3	213.3
埼玉	195.3	205.0	山口	208.7	218.4
千葉	210.9	221.7	徳島	193.7	202.9
東京	323.8	346.0	香川	192.5	200.9
神奈川	248.1	263.0	愛媛	188.0	196.4
新潟	185.3	191.6	高知	208.6	217.6
富山	184.2	191.1	福岡	202.7	213.8
石川	198.2	205.8	佐賀	181.1	188.5
福井	209.1	218.5	長崎	209.8	219.2
山梨	196.2	204.1	熊本	193.9	202.1
長野	205.4	213.3	大分	191.8	200.4
岐阜	216.5	227.3	宮崎	171.3	178.5
静岡	212.6	223.5	鹿児島	182.9	190.5
愛知	208.2	219.8	沖縄	263.5	284.0
三重	202.0	211.6			

〈備考〉

1. 令和元年の評価額は、都道府県別に次の方法で求めた木造建物評価額と非木造建物評価額とを、当該都道府県の木造建物総延床面積と非木造建物総延床面積の構成比で加重平均したものである。

$$\text{木造（非木造）建物評価額} = \text{木造（非木造）建物m}^2\text{当たり建築費} \times \text{補正係数}$$

注)

- 1) 木造（非木造）建築 m^2 当たり建築費は、「令和元年 建築動態統計調査」（国土交通省）による。
 - 2) 補正係数は、同統計調査における補正調査による単価補正率を、過去5年間について平均したものである。
 - 3) 木造（非木造）家屋総延床面積は、「令和元年度 固定資産の価格等の概要調査（家屋）」（総務省）による。
2. 令和2年の評価額は、令和元年の木造（非木造）建物 m^2 当たり建築費の全国値（名目）の対前年伸び率を、令和元年の都道府県別木造（非木造）建物評価額にそれぞれ乗じ、当該都道府県の木造建物総延床面積と非木造建物延床面積の構成比で加重平均して算出した。

第2表 1世帯当たり家庭用品評価額

(千円/世帯)

種別	令和元年 評価額	令和2年 評価額
自動車以外の 家庭用品	9,801	9,626
自動車	3,441	3,470

〈備考〉

1. 自動車以外の評価額は、「火災保険ハンドブック 共通ルール編」（損保ジャパン日本興亜（株）2015年10月）中の「家財評価表」及び「平成27年 国勢調査」（総務省）をもとに算出した。
 - 1) 「火災保険ハンドブック 共通ルール編」（同上）から、世帯構成及び世帯主の年齢ごとの評価単価を設定する。
 - 2) 「平成27年 国勢調査」（同上）結果から、前述の世帯種別ごとの全体に対する割合を求め、加重平均により1世帯当たり家庭用品評価額を算出する。

2. 自動車の評価額は、「初度登録年別自動車保有車両数」及び「自動車保険車両標準価格表」等をもとに算出した。
 - 1) 「初度登録年別自動車保有車両数」（（一財）自動車検査登録情報協会 令和元年10月、令和2年10月）より、車種別の保有台数を求める。
 - 2) 「自動車保険車両標準価格表」（損保ジャパン日本興亜（株）令和元年7月31日～12月31日、令和2年7月1日～12月31日）から車種別の平均価格を求め、保有台数で加重平均して、1台当たりの平均価格を求める。
 - 3) 「平成26年 全国消費実態調査」（総務省）より、世帯当たりの平均保有台数を求め、1台当たりの平均価格に乗じて、1世帯当たりの平均価格とする。

3. 平成28年3月改正より、消費税分を除いて算出している。

第 3 表 産業分類別事業所従業者 1 人当たり

償却資産評価額及び在庫資産評価額

(千円/人)

産業分類			償却資産		在庫資産	
大分類 符号	中分類 符号	産業名	令和元年 評価額	令和2年 評価額	令和元年 評価額	令和2年 評価額
C		鉱業、採石業、砂利採取業	16,330	16,672	3,301	3,056
D		建設業	1,573	1,606	2,593	2,400
E		製造業	5,378	5,681	4,862	4,327
	9	食料品製造業	3,408	3,600	1,674	1,490
	10	飲料・たばこ・飼料製造業	13,045	13,780	7,893	7,025
	11	繊維工業	3,045	3,216	2,296	2,043
	12	木材・木製品製造業（家具を除く）	4,976	5,256	4,621	4,113
	13	家具・装備品製造業	3,921	4,142	3,189	2,838
	14	パルプ・紙・紙加工品製造業	8,862	9,362	3,894	3,465
	15	印刷・同関連業	3,813	4,028	1,034	920
	16	化学工業	10,986	11,605	11,710	10,421
	17	石油製品・石炭製品製造業	50,642	53,496	60,118	53,502
	18	プラスチック製品製造業	4,538	4,794	2,710	2,412
	19	ゴム製品製造業	3,717	3,927	1,795	1,598
	20	なめし革・同製品・毛皮製造業	1,539	1,626	2,636	2,346
	21	窯業・土石製品製造業	7,520	7,944	5,148	4,581
	22	鉄鋼業	14,522	15,340	13,803	12,284
	23	非鉄金属製造業	8,453	8,929	11,534	10,265
	24	金属製品製造業	4,273	4,514	3,192	2,840
	25	はん用機械器具製造業	4,188	4,424	5,651	5,029
	26	生産用機械器具製造業	4,469	4,721	6,712	5,973
	27	業務用機械器具製造業	3,259	3,442	4,555	4,054
	28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	6,227	6,578	4,473	3,981

(千円/人)

産業分類			償却資産		在庫資産	
大分類 符号	中分類 符号	産業名	令和元年 評価額	令和2年 評価額	令和元年 評価額	令和2年 評価額
	29	電気機械器具製造業	3,283	3,468	5,071	4,513
	30	情報通信機械器具製造業	2,734	2,888	6,400	5,696
	31	輸送用機械器具製造業	4,894	5,170	3,709	3,301
	32	その他の製造業	3,595	3,798	4,007	3,566
F		電気・ガス・熱供給・水道業	124,347	126,950	4,600	4,258
G		情報通信業	4,781	4,881	854	791
H		運輸業、郵便業	6,635	6,774	1,076	996
I		卸売業、小売業	2,437	2,488	2,722	2,437
	50～55	卸売業	2,390	2,440	4,399	3,938
	56	各種商品小売業	2,463	2,515	3,032	2,714
	57	織物・衣服・身の回り品小売業	2,463	2,515	2,509	2,247
	58	飲食料品小売業	2,463	2,515	519	464
	59	機械器具小売業	2,463	2,515	3,695	3,308
	60	その他の小売業	2,463	2,515	2,582	2,311
	61	無店舗小売業	2,463	2,515	1,343	1,202
J		金融業、保険業	1,005	1,026	262	243
K		不動産業、物品賃貸業	25,312	25,842	9,712	8,990
L		学術研究、専門・技術サービス業	2,594	2,649	854	791
M		宿泊業、飲食サービス業	1,476	1,507	97	90
N		生活関連サービス業、娯楽業	2,884	2,944	201	186
O		教育、学習支援業	1,649	1,683	140	129
P		医療、福祉	1,358	1,386	103	95
Q		複合サービス業	1,005	1,026	262	243
R		サービス業	1,005	1,026	262	243
S		公務	1,005	1,026	262	243

注) 産業分類は、日本標準産業分類(平成25年10月改定)による。

〈備考〉

1. 償却資産の評価額は、以下の方法により算出した。

(1) 製造業

- ① 「令和元年 工業統計表(産業別統計表)」(経済産業省)から産業中分類別に従業者 30 人以上の事業所の有形固定資産額を求め、同産業別の従業者数で除して平成 30 年の従業者 1 人当たり償却資産評価額を算出する。なお、平成 28 年 3 月改正より、消費税分を除いて算出している。
- ② 令和元(2)年の推計値の算出方法は、次のとおりである。
 - a. 令和元(2)年の年末有形固定資産額は、前年の当該額に過去 5 ヶ年の年初・前年末比率の平均値を乗じた額に同年の年間所得額を加算し、同年の年間除去額及び減価償却額を控除して算出する。
 - b. 令和元(2)年の従業者数は、「労働力調査」(総務省 令和 2 年 10 月結果表)の就業者数と「令和元年 工業統計表(産業別統計表)」の従業者数から推計して算出する。
 - c. a、b から令和元(2)年の製造業合計の従業者 1 人当たり有形固定資産額を求め、伸び率を算出する。
 - d. ①により得た値に当該伸び率を乗じ、さらに土地及び建物を除くための除去率を乗じて算出する。

(2) 製造業以外

- ① 「令和元年度 法人企業統計調査」(財務省)における産業大分類別の有形固定資産額(土地を除く)を同産業別の従業者数(=役員数+従業者数)で除して令和元年の従業者 1 人当たり償却資産評価額を算出する。
- ② 令和 2 年の推計値の算出方法は、次のとおりである。
 - a. 令和 2 年の有形固定資産額は、同年の当該額の対前年増加分(民間企業設備投資から推計)に前年の有形固定資産額を加算して求める。
 - b. a より求めた値を(1)② b に準じて推計した従業者数で除して令和 2 年の製造業以外合計の従業者 1 人当たり有形固定資産額を求め、伸び率を算出する。
 - c. ①により得た値に伸び率を乗じ、さらに建物を除くための除去率を乗じて算出する。
- ③ 金融・保険業、複合サービス事業及び公務の値は、サービス業の値と同一とした。

2. 在庫資産の評価額は、以下の方法により算出した。

(1) 製造業

- ① 「令和元年 工業統計表(産業別統計表)」(経済産業省)から産業中分類別に従業者 30 人以上の事業所の在庫資産額を求め、同産業別の従業者数で除して平成 30 年の従業者 1 人当たり在庫資産評価額を算出する。なお、平成 28 年 3 月改正より、消費税分を除いて算出している。
- ② 令和元(2)年の推計値の算出方法は、次のとおりである。
 - a. 従業者 30 人以上の在庫資産額を「令和元年 工業統計表(産業別統計表)」から推計する。
 - b. a より求めた値を 1. (1)② b に準じて推計した従業者数で除して令和元(2)年の製造業合計の従業者 1 人当たり在庫資産額を求め、伸び率を算出する。
 - c. ①により得た値に当該伸び率を乗じて算出する。

(2) 製造業以外(卸売・小売業を除く)

- ① 「令和元年度 法人企業統計調査」(財務省)における産業大分類別の棚卸資産額を同産業別の従業者数(=役員数+従業員数)で除して令和元年の従業者 1 人当たり在庫資産評価額を算出する。
- ② 令和 2 年の推計値の算出方法は、次のとおりである。
 - a. 令和 2 年の棚卸資産総額は、同年の売上高(国民総支出及びこれに占める売上高の割合により推計)に棚卸資産総額の売上高に占める割合を乗じて得た額であり、同時点の従業者数(「労働力調査」により推計)で除して従業者 1 人当たり在庫資産評価額を求め、伸び率を算出する。
 - b. ①により得た値に当該伸び率を乗じて算出する。
- ③ 金融・保険業、複合サービス事業及び公務の値は、サービス業の値と同一とした。

(3) 卸売・小売業

- ① 「平成 28 年 経済センサスー活動調査 卸売業・小売業に関する集計」(経済産業省)における産業中分類別の商品手持額を同産業別の従業者数で除して 27 年時点の従業者 1 人当たりの在庫資産額を算出する。なお、平成 28 年 3 月改正より、消費税分を除いて算出している。
- ② 令和元(2)年の推計値の算出方法は、次のとおりである。
 - a. 令和元(2)年の商品手持額(民間企業設備投資から推計)を従業者数(「労働力調査報告」の就業者数と「令和元年度 法人企業統計調査」の従業者数から推計)で除して、従業者 1 人当たり商品手持額を求め、伸び率を算出する。
 - b. ①により得た値に当該伸び率を乗じて算出する。

第4表 農漁家1戸当たり償却資産評価額及び 在庫資産評価額

(千円/戸)

	令和元年 評価額	令和2年 評価額
償却資産	2,178	2,234
在庫資産	948	1,022

〈備考〉

1. 農漁家1戸当たり償却・在庫資産の評価額は、次の方法で算出した。

- 1) (令和元、2年末の農家1戸当たり償却・在庫資産評価額)
 = (令和元、2年初の農家1戸当たり償却・在庫資産評価額)
 + (令和元、2年の名目年間増加額)
- 2) (令和元、2年初の農家1戸当たり償却・在庫資産評価額)
 = (平成30、令和元年末の農家1戸当たり償却・在庫資産評価額)
 = (平成30、令和元年初の農家1戸当たり償却・在庫資産評価額)
 + (平成30、令和元年の名目年間増加額)

2. 平成28年3月改正より、消費税分を除いて算出している。

注)

- 1) 平成30年初の償却資産評価額は、「農業経営統計調査 平成30年 経営形態別経営統計(個別経営)」(農林水産省)における、農家の財産の合計値を用いた。また、在庫資産評価額は、同統計の未処分農作物在庫額及び農業生産資材在庫額の合計値を用いた。
- 2) 各年末の値は、次年初の値と同じとした。

第5表 都道府県別水稲 10 アール当たり平年収量

(単位：kg)

都道府県名	令和元年	令和2年	都道府県名	令和元年	令和2年
北海道	532	524	滋賀	506	483
青森	575	570	京都	501	494
岩手	522	514	大阪	480	479
宮城	522	515	兵庫	489	477
秋田	554	541	奈良	500	500
山形	580	568	和歌山	486	486
福島	529	533	鳥取	504	495
茨城	515	505	島根	502	483
栃木	529	515	岡山	514	501
群馬	482	482	広島	515	508
埼玉	476	477	山口	492	481
千葉	532	534	徳島	469	462
東京	404	403	香川	491	478
神奈川	478	477	愛媛	492	469
新潟	528	527	高知	454	447
富山	528	519	福岡	477	459
石川	506	509	佐賀	503	488
福井	499	486	長崎	464	464
山梨	533	532	熊本	497	480
長野	607	598	大分	480	477
岐阜	478	476	宮崎	482	482
静岡	513	511	鹿児島	468	470
愛知	499	491	沖縄	306	299
三重	489	479			

〈備考〉

農林水産省統計資料（「令和元年産水陸稲の収穫量」「令和2年産水陸稲の収穫量」）の値を使用した。

第6表 農作物価格

(千円/トン)

農作物名		令和元年	令和2年	農作物名		令和元年	令和2年
米		229	237	野豆	さやえんどう	1,011	1,023
麦		55	56	菜科	さやいんげん	772	793
豆	大豆	119	114	根	大根	57	58
	小豆	435	470		人参	79	83
	落花生	670	720		菜	ごぼう	124
いも	甘藷	198	207	実	里芋	303	309
	馬鈴薯	66	68		果	りんご	237
果	きゅうり	245	246	みかん		217	234
	なす	297	302	夏みかん		110	114
	トマト	236	239	なし		302	312
	かぼちゃ	147	149	かき		206	223
	すいか	152	158	ぶどう		889	949
	いちご	1,103	1,142	もも		510	555
	菜	ピーマン	349	359	工	茶	647
葉	メロン	653	667	芸	てんさい	10	10
	白菜	41	43	農	こんにゃく	114	109
	キャベツ	58	58	作	葉たばこ	2,123	2,129
	レタス	109	107	物	藷草	651	639
	ほうれん草	424	439	花	菊	63	67
	ねぎ	275	281	バラ	78	79	
	たまねぎ	87	86	卉	カーネーション	45	46

〈備考〉

1. 令和元年の値は、「令和元年 農作物価統計」（農林水産省）による。
2. 令和2年の値は、過去5ヶ年の価格（「農作物価統計」より）の対前年伸び率を平均したものを令和元年の値に乗じて算出した。
3. 花卉（菊、バラ、カーネーション）の単価は、千円/千本である。
4. 平成28年3月改正より、消費税分を除いて算出している。

第7表 産業分類別事業所従業者1人当たり付加価値額

(円/人)

産業分類		付加価値額	
大分類 符号	産業名	令和元年 評価額	令和2年 評価額
C	鉱業、採石業、砂利採取業	73,389	70,434
D	建設業	26,450	27,288
E	製造業	31,367	31,515
F	電気・ガス・熱供給・水道業	101,196	103,736
G	情報通信業	42,456	43,360
H	運輸業、郵便業	27,413	28,093
I	卸売業、小売業	28,540	29,054
J	金融業、保険業	19,888	19,828
K	不動産業、物品賃貸業	46,239	46,442
L	学術研究、専門・技術サービス業	38,335	39,456
M	宿泊業、飲食サービス業	20,926	20,868
N	生活関連サービス業、娯楽業	21,057	20,914
O	教育、学習支援業	21,937	21,714
P	医療、福祉	16,860	16,954
Q	複合サービス業	19,511	19,397
R	サービス業	20,688	20,683
S	公務	20,688	20,683

注) 産業分類は、日本標準産業分類（平成25年10月改定）による。

〈備考〉

1. 令和元年評価額は、以下の方法により算出した。
 - ① 「令和元年度 法人企業統計調査」(財務省)から産業分類別の従業者1人当たり付加価値額(年間)を求める。
 - ② 「毎月勤労統計調査」(厚生労働省)から産業分類別の年間労働日数を求める。
 - ③ ①を②で除して従業者1人1日当たり付加価値額とする。

2. 令和2年評価額は、以下の方法により算出した。
 - ① 平成27年～令和元年について、付加価値額の対前年伸び率を算出する。
 - ② ①の5ヶ年平均値を令和元年の付加価値額に乗じて令和2年値とする。

第8表 1日当たり一般世帯清掃労働対価評価額

(円/日)

令和元年 評価額	令和2年 評価額
11,351	11,481

〈備考〉

1. 令和元年の評価額は、「賃金構造基本統計調査」（厚生労働省）の港湾荷役作業員（男）とビル清掃員（男）の値をもとに以下の方法により算出した。
 - ① 所定内給与額を所定内実労働時間で除して、1時間当たりの給与額を算出する。
 - ② ①の1時間当たりの給与額に8時間を乗じて、1日当たりの給与額を算出する。
 - ③ 港湾荷役作業員（男）とビル清掃員（男）の1日当たり給与額に対し、1：2の重みをつけて加重平均を行い、令和元年評価額とする。
2. 令和2年評価額は、以下の方法により算出した。
 - ① 平成27年～令和元年について、1日当たり一般世帯清掃労働対価評価額の対前年伸び率を算出する。
 - ② ①の5ヶ年平均値を令和元年の1日当たり一般世帯清掃労働対価評価額に乗じて令和2年値とする。

第9表 明治以降の国土交通省所管土木工事費指数

(昭和9～11年度=100)

年 度	治水事業	道路事業	土木総合	年 度	治水事業	道路事業	土木総合
明治 36	40.3	47.8	44.4	昭和 7	97.7	98.2	98.1
37	39.2	47.2	43.4	8	99.4	100.4	100.1
38	41.3	46.8	44.3	9	99.4	100.0	99.8
39	44.3	50.3	47.6	10	100.0	99.7	99.8
40	50.0	61.3	59.0	11	100.6	100.4	100.5
41	53.4	59.9	56.9	12	119.1	122.9	121.6
42	52.2	55.1	53.9	13	132.4	136.1	134.9
43	52.1	54.2	53.3	14	155.9	156.1	156.0
44	55.1	56.4	55.7	15	179.4	177.5	178.3
大正 1	58.3	59.4	59.8	16	199.4	193.1	195.4
2	58.4	61.6	60.1	17	206.9	200.5	203.3
3	58.1	56.3	57.2	18	238.5	230.9	234.1
4	55.8	60.2	57.9	19	326.9	316.4	321.0
5	58.5	72.1	65.4	20	1,219	1,009	1,078
6	71.7	100.3	86.9	21	2,479	2,011	2,180
7	97.0	125.3	111.2	22	5,860	5,118	5,563
8	141.5	140.4	140.9	23	1,630	11,700	11,660
9	188.6	190.3	189.5	24	6,120	18,940	17,670
10	156.7	157.0	156.9	25	18,570	22,730	20,320
11	168.0	167.2	167.5	26	23,960	26,880	25,130
12	168.5	166.3	167.1	27	26,960	29,450	27,920
13	160.2	161.8	161.3	28	29,310	31,550	30,070
14	152.7	152.8	152.8	29	29,740	31,550	30,280
昭和 1	147.4	148.5	148.2	30	29,520	31,090	29,640
2	140.9	140.8	140.8	31	32,090	33,890	32,430
3	139.7	139.9	139.9	32	34,010	35,760	34,370
4	135.5	134.6	134.8	33	33,590	34,360	33,720
5	109.9	108.8	108.0	34	35,080	36,230	34,800
6	99.1	98.2	98.4	35	37,220	38,330	36,940

(昭和9～11年度=100)

年 度	治水事業	道路事業	土木総合	年 度	治水事業	道路事業	土木総合
昭和 36	41,500	42,310	41,020	平成 3	203,450	212,700	197,820
37	43,640	44,180	42,960	4	206,660	215,510	200,830
38	45,140	45,350	44,030	5	207,080	215,740	201,250
39	47,060	46,510	45,530	6	207,720	217,140	202,110
40	48,780	47,920	47,040	7	208,790	218,080	203,190
41	51,980	51,420	50,690	8	208,790	218,080	203,190
42	55,620	56,100	54,560	9	210,720	219,950	204,910
43	57,760	57,270	56,060	10	207,300	215,970	201,250
44	61,610	60,540	59,500	11	205,370	213,870	199,320
45	66,100	64,510	63,150	12	205,800	214,810	200,180
46	68,030	66,150	65,080	13	201,520	210,830	196,310
47	72,310	70,360	69,160	14	198,740	208,730	194,380
48	91,350	88,820	87,200	15	199,600	210,370	195,460
49	112,530	112,900	109,540	16	200,880	213,170	197,600
50	114,670	115,000	111,040	17	203,230	216,440	200,610
51	123,010	122,950	118,990	18	205,800	220,650	204,050
52	130,710	130,890	126,080	19	209,650	226,260	208,770
53	141,830	139,540	135,320	20	216,280	235,380	216,720
54	155,310	157,070	149,920	21	210,080	228,130	210,280
55	170,930	180,210	168,180	22	210,290	229,300	210,920
56	173,280	185,820	171,830	23	213,930	233,740	214,790
57	174,350	183,020	170,760	24	212,860	232,340	213,930
58	173,070	181,380	169,900	25	217,990	238,180	218,650
59	175,640	184,890	172,900	26	225,910	246,590	226,600
60	171,780	183,490	170,760	27	227,190	246,830	227,240
61	172,430	182,550	170,110	28	229,120	247,760	228,100
62	176,060	185,120	172,690	29	234,470	253,370	233,040
63	180,560	189,330	176,550	(暫)30	242,380	262,960	241,210
平成 1	190,400	199,150	185,580	(暫)			
2	197,880	206,860	192,450	令和 1	248,160	269,270	246,790

〈備考〉

1. 国土交通省 総合政策局 情報政策課 建設経済統計調査室 資料により算出した。
2. 平成30年度及び令和元年度は暫定値。

第 10 表 治水工事費指数

(平成23年度=100)

年度	国土交通省 所管 土木 総合 (除く 災害復旧)	治水総合				海岸
		治水総合	河川	河川総合 開発	砂防	
昭和26	11.7	11.2	11.3	11.9	9.8	13.5
27	13.0	12.6	12.6	13.3	11.3	14.4
28	14.0	13.7	13.8	14.2	12.3	15.7
29	14.1	13.9	14.0	14.4	12.7	15.9
30	13.8	13.8	14.2	14.5	11.5	15.5
31	15.1	15.0	15.5	15.6	12.7	16.9
32	16.0	15.9	16.4	16.3	13.8	18.0
33	15.7	15.7	16.2	16.2	13.7	17.1
34	16.2	16.4	17.0	16.7	14.1	17.6
35	17.2	17.4	18.2	17.6	15.2	18.4
36	19.1	19.4	20.1	19.4	17.4	20.6
37	20.0	20.4	21.1	20.3	18.6	21.6
38	20.5	21.1	21.8	21.6	19.2	22.0
39	21.2	22.0	22.8	23.1	20.2	22.8
40	21.9	22.8	23.4	23.6	21.0	23.4
41	23.6	24.3	25.0	25.3	22.8	25.3
42	25.4	26.0	26.5	26.7	25.4	27.2
43	26.1	27.0	27.4	27.4	26.5	28.1
44	27.7	28.8	29.1	29.5	28.1	29.9
45	29.4	30.9	31.2	31.9	30.3	31.7
46	30.3	31.8	31.9	32.5	31.5	32.5
47	32.2	33.8	33.8	34.9	33.5	34.5
48	40.6	42.7	42.7	44.0	42.2	44.0
49	51.0	52.6	52.5	54.2	52.1	53.1
50	51.7	53.6	53.3	55.3	53.2	53.8
51	55.4	57.5	57.4	59.4	56.8	57.2
52	58.7	61.1	60.7	62.4	61.3	61.6
53	63.0	66.3	65.9	67.0	67.5	68.1
54	69.8	72.6	72.0	73.4	74.1	74.5
55	78.3	79.9	78.8	80.8	82.5	82.3
56	80.0	81.0	79.9	82.1	83.2	82.7
57	79.5	81.5	80.5	82.6	83.7	82.9
58	79.1	80.9	79.9	82.1	83.3	82.4
59	80.5	82.1	81.1	83.5	84.3	83.3
60	79.5	80.3	79.6	82.3	80.4	79.4
61	79.2	80.6	79.7	82.8	81.4	79.7
62	80.4	82.3	81.3	84.3	83.1	81.3
63	82.2	84.4	83.4	86.7	85.0	83.1

(平成23年度=100)

年度	国土交通省 所管 土木 総合（除く 災害復旧）	治水総合				海岸
		治水総合	河川	河川総合 開発	砂防	
平成 1	86.4	89.0	88.1	91.6	88.9	87.0
2	89.6	92.5	91.6	95.3	92.4	90.2
3	92.1	95.1	94.2	97.9	94.8	93.0
4	93.5	96.6	95.7	99.3	96.1	94.4
5	93.7	96.8	96.0	99.5	96.4	94.6
6	94.1	97.1	96.4	99.8	96.8	96.1
7	94.6	97.6	96.8	100.3	97.3	96.5
8	94.6	97.6	96.9	100.3	97.6	96.3
9	95.4	98.5	97.6	101.2	98.6	97.1
10	93.7	96.9	96.0	99.6	97.1	95.5
11	92.8	96.0	95.1	98.6	96.3	94.3
12	93.2	96.2	95.3	98.7	96.5	94.4
13	91.4	94.2	93.4	96.3	94.4	92.8
14	90.5	92.9	92.2	94.8	93.0	91.6
15	91.0	93.3	92.7	94.9	93.4	92.3
16	92.0	93.9	93.7	95.1	93.9	92.9
17	93.4	95.0	94.7	95.8	95.0	94.0
18	95.0	96.2	96.0	97.2	96.1	95.1
19	97.2	98.0	97.9	98.8	97.5	97.1
20	100.9	101.1	101.3	101.5	100.2	100.2
21	97.9	98.2	98.0	98.4	98.2	98.2
22	98.2	98.3	98.1	98.5	98.4	98.6
23	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
24	99.6	99.5	99.5	99.3	99.9	99.5
25	101.8	101.9	101.8	101.5	102.4	102.2
26	105.4	105.6	105.3	105.4	106.7	106.5
27	105.8	106.2	105.7	105.8	108.0	107.2
28	106.1	107.0	106.4	106.5	109.2	107.9
29	108.5	109.6	109.0	108.9	111.9	110.8
(暫)30	112.3	113.3	112.8	112.7	115.4	114.5
(暫)						
令和 1	114.9	116.0	115.3	115.4	118.4	117.2

〈備考〉

1. 国土交通省 総合政策局 情報政策課 建設経済統計調査室 資料による。
2. 平成30年度及び令和元年度は暫定値。
3. 治水工事費は、治水工事費は、工事費、附帯工事費、測量設計費、船舶及機械器具費、営繕費から構成されている。
4. 河川総合開発には、水資源機構分が含まれている。（昭和26年度から昭和37年度は直轄事業分のみ。）

第 11 表 治水事業費指数

(平成23年度=100)

年 度	治水総合	河 川	河川総合		砂 防	海 岸
			開 発			
昭和 35	16.9	16.6	18.1	16.3	18.5	
36	19.1	18.8	19.7	18.7	20.7	
37	20.2	19.9	20.7	19.9	21.4	
38	20.8	20.9	21.5	20.6	22.2	
39	22.1	22.0	22.9	21.7	23.1	
40	23.1	23.1	23.8	22.6	23.7	
41	24.8	24.7	25.5	24.5	25.8	
42	26.8	26.6	27.4	27.2	27.7	
43	28.0	28.0	28.8	28.4	28.5	
44	30.1	30.2	30.5	30.2	30.5	
45	32.6	32.7	33.5	32.5	32.4	
46	34.1	34.0	34.7	33.8	33.1	
47	36.5	36.5	37.2	36.0	35.3	
48	46.0	46.1	46.6	45.5	45.0	
49	56.0	55.8	57.2	55.9	54.4	
50	57.1	56.7	58.8	57.1	54.9	
51	61.1	60.8	62.8	61.0	58.2	
52	64.8	64.2	66.2	65.7	62.8	
53	69.6	69.1	70.6	72.0	69.4	
54	76.1	75.2	76.8	78.9	76.0	
55	83.7	82.2	84.9	87.7	83.8	
56	85.2	84.0	86.3	88.5	84.3	
57	86.0	85.1	87.1	89.2	84.4	
58	85.7	84.9	86.6	88.8	84.0	
59	86.9	86.2	87.9	89.7	84.9	
60	85.5	85.3	86.8	85.8	81.0	
61	85.9	85.7	87.1	86.8	81.4	
62	87.8	87.8	88.2	88.4	83.0	
63	90.0	90.3	90.6	90.5	84.8	
平成 1	94.7	95.0	95.2	94.6	88.7	
2	98.5	98.9	99.0	98.1	92.0	
3	101.0	101.3	101.6	100.6	94.8	
4	101.8	102.2	102.7	101.8	96.2	

(平成 23 年度 = 100)

年 度	治水総合	河 川	河川総合		砂 防	海 岸
			開 発			
平成 5	101.7	101.9	102.8		101.9	96.5
6	101.8	102.0	102.7		102.1	98.0
7	101.6	101.6	102.7		102.3	98.3
8	101.3	101.2	102.4		102.2	98.1
9	101.9	101.7	103.1		103.1	98.9
10	100.0	99.6	101.4		101.3	97.3
11	98.9	98.6	100.1		100.4	96.0
12	99.0	98.4	100.5		98.6	94.6
13	96.7	96.0	98.1		96.2	92.9
14	95.2	94.7	96.2		94.5	91.8
15	95.2	94.7	95.9		94.9	92.5
16	95.3	95.0	96.1		95.0	93.1
17	96.0	95.5	96.5		95.7	94.1
18	96.9	96.6	97.7		96.7	95.2
19	98.5	98.1	98.9		97.7	97.2
20	101.2	101.1	101.2		100.5	100.3
21	98.3	97.9	97.9		98.4	98.3
22	98.4	98.0	98.3		98.5	98.7
23	100.0	100.0	100.0		100.0	100.0
24	99.4	99.4	99.2		99.8	99.5
25	101.7	101.6	101.3		102.4	102.2
26	105.2	104.9	105.2		106.5	106.5
27	105.8	105.9	105.6		107.6	107.1
28	106.6	105.9	106.3		108.8	108.0
29	109.0	108.3	108.7		111.5	110.7
(暫) 30	112.1	111.8	112.2		114.8	114.4
(暫)令和 1	113.9	113.7	115.0		117.4	117.1

〈備考〉

1. 国土交通省 総合政策局 情報政策課 建設経済統計調査室 資料等により算出した。
2. 平成 30 年度及び令和元年度は暫定値。
3. 国土交通省所管土木総合の値は、平成 22 年 2 月改正より本表から除いている。
4. 治水事業費は、工事費、附帯工事費、測量設計費、船舶及機械器具費、営繕費、用地費及補償費から構成されている。
5. 河川総合開発には、水資源機構分が含まれている。(昭和 35 年度から昭和 37 年度は直轄事業分のみ。)

第 12 表 総合物価指数（水害被害額デフレーター）

（指数：昭和3～7年＝100、倍率：平成23年＝1.000）

年	指数	倍率	年	指数	倍率
明治 11	35.9	3,883.8	5	85.3	1,634.6
12	41.5	3,359.8	6	107.4	1,298.2
13	49.5	2,816.8	7	140.7	991.0
14	54.7	2,549.0	8	172.3	809.2
15	49.9	2,794.2	9	189.4	736.2
16	39.0	3,575.1	10	146.4	952.4
17	32.5	4,290.2	11	143.0	975.0
18	34.1	4,088.9	12	145.0	961.6
19	31.3	4,454.6	13	150.8	924.6
20	32.2	4,330.1	14	147.3	946.6
21	32.5	4,290.2	昭和 1	130.7	1,066.8
22	35.4	3,938.7	2	124.1	1,123.5
23	40.6	3,434.2	3	124.8	1,117.2
24	38.0	3,669.2	4	121.3	1,149.5
25	39.0	3,575.1	5	91.2	1,528.8
26	36.2	3,851.7	6	77.1	1,808.4
27	38.2	3,650.0	7	85.5	1,630.8
28	41.0	3,400.7	8	98.0	1,422.8
29	44.3	3,147.4	9	100.0	1,394.3
30	49.0	2,845.5	10	102.5	1,377.9
31	51.6	2,702.1	11	106.8	1,322.4
32	51.9	2,686.5	12	129.7	1,088.9
33	55.6	2,507.7	13	136.8	1,032.4
34	53.0	2,630.8	14	155.3	909.4
35	53.5	2,606.2	15	182.3	774.7
36	56.9	2,450.4	16	196.7	718.0
37	59.9	2,327.7	17	251.9	560.7
38	64.2	2,171.8	18	290.5	486.2
39	66.2	2,106.2	19	357.1	395.5
40	71.4	1,952.8	20	—	—
41	68.7	2,029.5	21	4,198	33.640
42	65.6	2,125.5	22	10,607	13.315
43	66.4	2,099.8	23	18,424	7.665
44	68.9	2,023.7	24	22,227	6.354
大正 1	73.0	1,910.0	25	23,076	6.120
2	73.1	1,907.4	26	27,690	5.101
3	69.7	2,000.4	27	28,877	4.891
4	70.6	1,974.9	28	30,479	4.634

(指数:昭和3~7年=100、倍率:平成23年=1.000)

年	指数	倍率	年	指数	倍率
昭和 29	31,627	4.465	63	151,422	0.933
30	31,579	4.472	平成 1	154,912	0.912
31	33,189	4.255	2	158,735	0.890
32	35,232	4.008	3	163,389	0.864
33	34,675	4.073	4	166,049	0.851
34	35,728	3.953	5	166,880	0.846
35	37,771	3.739	6	165,941	0.851
36	40,743	3.466	7	164,953	0.856
37	42,229	3.344	8	164,247	0.860
38	44,087	3.203	9	165,094	0.855
39	46,068	3.066	10	165,094	0.855
40	48,236	2.928	11	162,976	0.867
41	50,759	2.782	12	160,857	0.878
42	53,579	2.636	13	159,021	0.888
43	56,547	2.498	14	156,903	0.900
44	59,219	2.385	15	154,361	0.915
45	61,814	2.285	16	152,666	0.925
46	65,310	2.162	17	150,830	0.936
47	68,965	2.048	18	149,559	0.944
48	77,705	1.817	19	148,429	0.951
49	93,754	1.506	20	147,158	0.960
50	100,587	1.404	21	146,311	0.965
51	108,532	1.301	22	143,486	0.984
52	115,842	1.219	23	141,227	1.000
53	121,245	1.165	24	140,097	1.008
54	124,582	1.134	25	139,673	1.011
55	127,985	1.103	26	141,933	0.995
56	133,637	1.057	27	145,040	0.974
57	136,462	1.035	28	145,605	0.970
58	139,620	1.012	29	145,464	0.971
59	144,108	0.980	30	145,464	0.971
60	147,433	0.958	令和 1	146,452	0.964
61	149,926	0.942	(推) 2	147,997	0.954
62	150,258	0.940			

〈資料〉

1. 明治11年～昭和17年「日本経済の成長率」(大川一司編)
2. 昭和18年～30年 「経済要覧」(内閣府)
3. 昭和31年以降 「国民所得統計年報」、「国民経済計算年報」(内閣府)

〈備考〉

1. 昭和40年以降は、新SNA方式に基づく係数である。
2. 令和2年の値は、推計値である。

国土交通省水管理・国土保全局河川計画課経済係

〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関2-1-3

TEL 03(5253)8111 内線 35-325